協会規約

第1章 名称 1.1 本協会は日本トッパー協会(International Topper Class Association of Japa n)と称する。

第2章

- 2. 1 ISAFは国際ヨット連盟(International Sailing Federation)を意味する。
- ITCAはインターナショナル・トッパー協会(International Topper Class Associ
- ation)を意味する。 2.3 国際委員会(International Committee)はインターナショナル・トッパー協会の 国際委員会(International Committee of the ITCA)を意味する。
- 2.4 ITCA(Japan)は日本トッパー協会(International Topper Class Association of Japan) を意味する。
- 2.5 協会(Association)はインターナショナル・トッパー協会の日本トッパー協会を 意味する。
- 役員会(Committee)は日本トッパー協会の日本の役員会を意味する。 クラスとはイアン・プロクターのデザインをもとに製造された、トッパーという 名称の国際規格のヨットのクラスを意味する。 2.8 デザイナーはイアン・プロクター・デザイン株式会社を意味する。
- 2. 9 著作権所有者はトッパーの設計明細書および著作権の所有者を意味する。
- 2.10 クラスルールは国際ヨット連盟(ISAF)によって認定されたルールを意味し、トッパーの製造やレースでの使用を規定している。

第3章 目的

- 3.1 協会の目的は以下の通りである。
- a) トッパーを普及させることおよび関心を広めること
- b) 会員間の情報交換および会報などの発行
- c)トッパーのセイリングとレースの普及と活性化
- d) ITCAの傘下である日本のトッパー協会としての活動
- e) 国内、国際を問わずすべての帆走に関わる事柄について会員の便宜をはかるf)上記のa)~e)に関連する事項について、必要に応じて改定、改善を行う

第4章 会員

4.1 会員は次の会員に分けられるものとする。

個人会員:トッパーを所有している者もしくはトッパーに関心を持っている者

家族会員:付則によって定める家族

団体会員:大学生以下のセイラーを育成する団体及びその団体に所属する大学生以下の 者。

なお、団体は代表者を置き、協会はこの代表者に会報、諸連絡を行うこととし、所属する個人には行わない。 4.2 個人会員は付則で定める年会費を納入することで次の資格を得るものとする。

- a) 投票によって決定されるすべての審議事項への投票権
- b) 協会が発行する書簡および会報等の文書を、登録した住所にて受け取ること c) 協会の主催するイベントに参加すること、および家族会員は年会費を納めることな く、役員会が定める条件に従って参加できる
- d) その他、協会の催事に参加したり、会員としてのすべての利益を受けたり、義務を 分かち合うこと
- 4.3 レースその他の活動に参加することの責任は会員にある。また協会は、主催者 側の重大な過失があった場合を除き、会員が参加したことによって生じたいかなる損 失、損害、死亡、傷害などの責任も一切負わないものとする。
- 5.1 協会の運営と業務は役員会に任される。役員会は、総会や国際委員会による指示に基づいて、十分慎重にその任務にあたるものとする。 5.2 役員会は定期総会で選出された次の役員で構成され、名誉顧問を除き、役員の
- 任期は2年とする。また、再任を妨げない。
- a) 会長、副会長、会計委員、広報委員、その他役員会が必要と認めた数名の運営委員

- b)トッパークラスに対し顕著な貢献をしたことによって役員会の推薦を受け、総会の 場で選出された名誉顧問
- 5.3 役員会は必要に応じて役員会の定めた手順で開かれるものとする。
- 役員会の通知は、その会議で取り交わされる文書も含めて、原則として、開催 前少なくとも14日以前に事務局から各役員に文書で配布されるものとする。
- 役員会の定足数は、委任状を含めて役員の3分の1とする。
- 5.6 役員の欠員が出た場合、役員会で会員の中から役員を選ぶものとする。その各役員はその職を辞任するか協会を脱会しない限り、それぞれの後継者が選出されるまでその任に就くものとする。役員が辞任または脱会した場合、役員会は次の役員会で欠員を補充するため、兼任または新役員を選出できる。 5.7 役員会は、やむを得ない場合には、役員会が同意する任期と条件に基づいて、 協会の事務的行の表任を持つ事務見した場合。
- 協会の事務執行の責任を持つ事務局長を任命することができる。
- 5.8 役員会は国際委員会の仕事につく代表者一名と計測委員長一名を会員の中から 任命するものとする。また必要に応じてその他の役員の任命を行うことができる。
- 5.9 出費は年度の予算に応じて支払われるものとする。

- 6.1 協会の定期総会は役員会の定めた日時、会場で行われるものとする。
- 協会の臨時総会は、会員の4分の1以上の署名のある文書で議題の提出を事務局 が受け付けてから56日以内に、会長(欠員の場合は副会長)が決定した日時、会場で 行われるものとする。
- 6.3 総会の知らせは少なくとも28日以前に、取り上げられる議題とともに各会員に文 書で通知されるものとする。
- 6.4 総会の議長は参加者の中から一名が選出されるものとする。
- 総会の定足数は、委任状を含めて会員の3分の1とする。 6.5
- 定期総会において討議または処理される議題は次の項目を含む。
- a) 会長の年間行事報告
- b)監査された会計報告
- c)会計監査の任命
- d)役員の選出
- e)次年度の予算および年間行事計画の提案
- f)役員会および国際委員会の提案
- g) 総会の最低56日以前に事務局に提出された会員からの提案
- 6.7 本規約に特に規定されていなければ、総会では挙手による投票で過半数をもっ て決議する。

- 協会の会計年度は1月1日~12月31日である。
- 毎年の会計決算は、定期総会までに会計監査を受けていなければならない。 年会費の金額は付則によって決められる。
- 会費は新規会員を除き9月末日までに支払われるものとする。9月末日までに会 費を支払わない前年度の会員は、その未払い分の会費が支払われるときまで、会員と しての資格および権利は失効される。その年度末まで会費を支払わない会員は、会員 登録から名前が削除される。

第8章 クラスルール

- 8.1 役員会はISAF、ITCA、デザイナー、著作権保持者と共同で、クラスの中ででき る限り均一な艇の実現を確実にするために、クラスルールによって確立されたワンデ ザインの原則の維持に協力する。
- 8.2 役員会はクラスルールに従い、疑いがある場合は、ISAFのルールの解釈から該 当する箇所を探したり、ISAFによる決定を待つ間、協会管轄地域外や国際的なイベントでは適用されないことを条件に、クラスとしては最善と思われる一時的な助言を与 えることができる。
- クラスルールの変更についての国際委員会への提案は、はじめに役員会で検討 され、次に総会における出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。国際委員会からの 提案についての決定は役員の過半数の賛成で足りる。

第9章 選手権大会

- 9.1 全日本選手権大会への参加は会員に限られなければならない。地域選手権やそ の他のイベントへの参加は役員会の判断により、会員に限ることができる。
- 9.2 会員だけが参加できる選手権、イベントにおいては、エントリーを受け付ける 際に会員登録カードを呈示しなければならない。
- 9.3 全日本および地域選手権は役員会が承認した日時と開催地で行われ、役員会の 指示に基づいて運営され、レースが行われる。

- 第10章 規約の修正 10.1 この規約は、役員会による承認と、総会出席者の3分の2以上の同意による可決 の両方をもって変更できる。変更のいかなる提案や理由も、すべてそれが検討される 総会の議題として提出されなければならない。 10.2 規約に対する修正案は役員会に提案できる。なお、その提案は役員会で可決さ 10.4 概念で表現されるものとする 承認されなかった場合には次期定期総会に再
- れた後、総会で承認されるものとする。承認されなかった場合には次期定期総会に再 提案することができる。

第11章 補足

- 1. 本規約を適用するにあたっては日本語を優先する。
- 協会の品位を傷つけるか、不利益を及ぼす重大な行為のあった会員には、役員会 での査問を経て、総会の決議により会員活動に制限を加えることができる。
- この規約は、総会の決議の日より施行する。
- 平成29年(2017)2月5日改定施行

- 1. 個人会員の年会費は4,000円とする。 団体会員の年会費は団体ごとに10,000円とする。
- 家族会員とは、個人会員と家計を共にする配偶者、もしくはその年度末において 18歳以下の子女とする。
- 3. 事務局は 168-8533 東京都杉並区高井戸東3-17-9 金澤孝司方に置く 令和6年(2024)1月27日改定施行